

【資料3-1別表】

機能	広報機能	相談機能	成年後見制度利用促進機能			後見人支援機能
			受任者調整等の支援	担い手の育成・活動の促進	日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行	
国の成年後見制度利用促進基本計画に示す概要	成年後見制度の普及・啓発を行う	成年後見制度に関する相談に応じ、情報提供や適切な機関へのつなぎ等を行う	親族後見人候補者・市民後見人候補者等の支援、受任者調整等、家庭裁判所との連携	市民後見人の研修・育成・活用、法人後見の担い手の育成・活動支援	日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行	親族後見人や市民後見人等の活動を支援する
中核機関の機能に対応する既存の取組	共生ビジョン事業	成年後見制度の普及啓発 ・パンフレットの作成・配布 ・ホームページ等への掲載 ・ニュースレターの発行 ・住民向け学習会・相談会	成年後見制度の普及啓発 ・住民向け学習会・相談会の 成年後見制度の利用支援 ・権利擁護サポートセンターでの相談対応 ・住民向け学習会・相談会	市民後見人の養成及び活動支援 ・市民後見人養成講座受講者名簿の作成 ・市民後見人候補者の家庭裁判所への推薦	市民後見人の養成及び活動支援 ・市民後見人養成講座 ・市民後見人養成講座フォローアップ研修 ・活動機会（日常生活自立支援事業の生活支援員、法人後見支援員）の提供	市民後見人の養成及び活動支援 ・活動支援ガイドライン等作成 ・市民後見人養成講座フォローアップ研修
	その他	・市町村所管課及び地域包括支援センター等による周知等の取組	・市町村所管課及び地域包括支援センター等による相談支援			・日常生活自立支援事業利用者に係る市町村社協による成年後見制度への移行の妥当性の判断
運営方針	・既存の取組を継続	・既存の取組を継続	・既存の取組を継続 ・【新規】受任者調整のあり方を協議会で検討。なお、受任者調整は令和4年度から取り組む。また、受任が想定される者（団体）を利用者の状態像ごとに、ある程度 定型化（※） することについても、あわせて検討してはどうか。	・既存の取組を継続 ・【新規】市民後見人養成講座受講者に対する事例検討の場（例：地域ケア会議等）への参加支援	・既存の取組を継続	・既存の取組を継続 ・【新規】付表「後見人支援機能に係る取組例及び課題」に示す取組例を参考に新たな取組を実施
運営に係る課題				市民後見人の養成は、市民後見人の選任等の状況を踏まえて実施の是非を判断する必要がある	成年後見制度への移行の妥当性を判断する基準が不明確である	

※ ここで言う「定型化」とは、例えば「成年後見制度利用者に係る主たる生活課題が「遺産相続」の場合には「弁護士又は司法書士」を受任候補者（団体）とする」のように、利用者の状態像（プロフィール）ごとに、最適であろうと想定される受任候補者（団体）を、あらかじめ受任候補者（団体）と調整のうえ、定めておくことを言う。